# ○私用車両の公務使用に関する運用要綱の制定について(例 規通達)

昭和51年2月24日

群本例規第1号(務)警察本部長

[沿革]

昭和 52 年 3 月群本例規第 3 号 (務)、55 年 2 月第 12 号 (務)、57 年 6 月第 14 号 (務)、平成元年 3 月第 6 号 (務)、15 年 3 月第 7 号 (務)、23 年 2 月第 5 号 (総企)改正

私用車両の公務使用については、群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令(昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「車両管理及び安全運転訓令」という。)に規定するところであるが、従来その使用基準、使用手続、交通事故の場合における損害賠償責任等について具体的な定めがなかつたため、各所属において取扱いに統一を欠き、また事務処理上少なからず支障となつている実情にかんがみ、今回別添のとおり「私用車両の公務使用に関する運用要綱」を定め、昭和51年4月1日から実施することとしたから、次の事項に留意のうえ適正な運用を図られたい。

なお、私用車両の公務使用を承認する場合の基準について(昭和 44 年 5 月 27 日群務第 537 号、群監第 423 号)は廃止する。

記

## 1 運用の基本方針

公務に車両を使用する場合は、公用車両を使用することが原則であり、私用車両の公 務使用は原則としてこれを禁止しているところである。

この要綱は、私用車両の例外的な公務使用に関する運用の細目を定めたものであつて、これによって警察業務の効率化を予定するものではない。したがつてこの運用にあたっては、当面配置されている公用車両を効率的に活用し、私用車両の公務使用承認については、個々のケースを十分に検討し、私用車両が公務に乱用されることのないよう配意することが必要である。

## 2 要綱の解釈及び使用上の留意事項

## (1) 公用車両使用の原則

私用車両の公務使用の禁止の原則及び例外使用について車両管理及び安全運転訓令の趣旨・規定を再度明示したものであり、これにより私用車両の公務使用の乱用と交通事故を防止し、あわせて公務認定上の疑義を生ぜしめないようにしたものである。

なお、通勤など公務又は公務と密接な関連をもつ私用車両使用のうち、「専ら職員の便宜を図るための使用」については、承認になじまない面もあるところから、ここにいう公務使用には含まないこととした。

#### (2) 使用承認の基準

所属長が私用車両の公務使用を承認する場合の基準を具体的に示したものであり、「使用目的」、「使用できる私用車両」、「運転者」の各要件を具備しなければ承認の対

象にならないものとした。

### ア 使用目的

「公用車両によるいとまがないとき」とは、公用車両がないか又は故障等のため 使用することができない場合で、公用車両の回送を待つていたのでは時期を失する おそれのある場合をいう。

「犯罪捜査等において、特に秘匿を要する職務」とは、犯罪捜査、情報収集活動などのうち、警察官の活動が相手方に判明することにより、その目的達成が困難となる場合を指すものである。

「その他職務の遂行上、私用車両を使用することがやむを得ないと認めるとき」とは、公用車両を使用することができず、職務の内容などから他の交通機関によることが困難と認められる場合であるが、この場合は、雨雪、道路の凍結等の気象条件や職員が行うべき職務の内容及び地理的条件など、それぞれ個々のケースによって事情が異なると思われるので、使用承認にあたつては安易に判断することなく、これらの諸点を十分に検討し慎重に判断することが必要である。

#### イ 使用できる私用車両

- (ア) 交通事故防止の見地から、車癖を熟知した者が運転することが適当であるため、公務に使用できる私用車両は、当該職員が所有(割賦払等により売主に所有権が留保されている場合を含む。)するものに限ることとした。
- (イ) 私用車両を公務に使用中、交通事故の当事者となり損害賠償の責を負うに至った場合は、当該私用車両に付した保険金を第一次的に賠償にあてる趣旨から、強制保険のほか任意保険(対人・対物)の加入を条件とした。
- (ウ) 車両の欠陥、整備不良による事故を防止するため、法令に基づく定期点検、 運行前点検など必要な整備が確実に実施されているものでなければならないこと とした。

### ウ 運転者

運転者の資格については、事故防止の観点から公用車両の場合に準じ、警察自動車運転適任者検定において、一定の級位に合格している者に限定した。

#### (3) 承認手続

- ア 私用車両の公務使用は、原則としてその都度、事前に所属長の承認を受けなければならないこととした。ただし緊急の場合において、この原則によりがたいことも予想されるので、一定の場合には口頭で承認を受けることができることとした。
- イ 所属長は、職員から使用承認の申出があつたときは、承認の基準にてらして審査 するとともに、承認にあたつては交通事故防止について十分に指導を行うこと。
- ウ 所属長の承認を受けることなく私用車両を公務に使用し交通事故を起こした場合は、公務災害の認定が困難であるばかりでなく、損害賠償の手続にも支障を生ずることとなるので、この点所属職員に徹底しておくこと。

## (4) 応招時における緊急使用

応招時における緊急使用は、車両管理及び安全運転訓令第 39 条第1号に定めると ころにより承認事項ではないが、交通事故発生の場合における損害賠償等においては 公用車両と同じ取扱いをすることとなるので、この要綱に定める承認の基準にてらし て同様の運用がはかれるよう所属職員の指導に努められたいこと。

### (5) 私有車両台帳の備付け

各所属においては、私用車両の公務使用承認の際の資料とするため、職員の所有する自家用車の車種、登録番号、自動車損害賠償責任者保険、任意自動車保険の契約会社名及び有効期間並びに職員の警察自動車運転適任者検定の合格級位等を内容とする「私有車両台帳」を備え、職員の車両所有状況等を明らかにしておくこと。

# (6) 損害賠償

私用車両を公務に使用中、交通事故により損害が発生した場合は公用車両の例により賠償するものとし、この場合、県警察は車両に付された保険金を第一次的に充当するものとした。

# 別添

私用車両の公務使用に関する運用要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令(昭和 52 年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「車両管理及び安全運転訓令」という。)第35条に規定する私用車両の公務使用に関し、必要な運用細目を定めるものとする。

## 第2 公用車両使用の原則

職員が公務に車両を使用する場合にあつては、公用車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用することを原則とし、私用車両(原動機付自転車を含む。以下同じ。)を公務に使用してはならない。ただし、車両管理及び安全運転訓令第 35 条第1号に該当する場合(以下「応招時における緊急使用」という。)又は同条第2号に該当する場合(以下「特例使用」という。)にあつては、この限りでない。

# 第3 使用承認の基準

所属長が、私用車両の特例使用を承認することができる場合は、次に掲げる各要件を 具備すると認めたときに限るものとする。

## (1) 使用目的

ア 災害、凶悪事件等緊急事案の発生により、事件現場又は緊急配備地点等に急行 する場合において、公用車両を使用するいとまがないとき。

イ 犯罪捜査等において、特に秘匿を要する職務を行う場合であつて、公用車両又 は営業車両を使用することが職務の遂行に支障をきたすとき。

ウ その他公用車両を使用することができず、また他の交通機関によりがたい場合 において、職務上私用車両を使用することがやむを得ないと認めるとき。

## (2) 使用できる私用車両

ア 運転する職員が所有(割賦払等により売主に所有権が留保されている場合を含む。)する自家用車であること。

- イ 自動車損害賠償保障法に基づく強制保険のほか、対人保険 5,000 万円以上(二 輪車については 3,000 万円以上) 及び対物保険 200 万円以上の任意保険契約を締 結している自家用車であること。
- ウ 道路運送車両法その他の法令に従い整備が行われている自家用車であること。

# (3) 運転者

ア 当該私用車両を運転するために必要な運転資格を有し、かつ二輪車の場合を除 き、車両管理及び安全運転訓令に定める警察自動車運転適任者検定においてB級 以上の級位に合格している者であること。

イ 傷病、過労により、正常な運転ができないおそれのない者であること。

#### 第4 承認手続

- 1 職員は、私用車両を特例使用しようとするときは、あらかじめ私用車両公務使用承認簿(別記様式)に所要事項を記載し、所属長の承認を受けなければならない。ただし、その使用目的が第3の(1)のアに該当する場合にあつては、口頭で承認を受けることができる。
- 2 所属長は、職員から私用車両の特例使用の申出があつたときは、使用承認基準により検討するとともに、使用を承認したときは、私用車両公務使用承認簿により承認・ 使用の状況を明らかにしておかなければならない。

## 第5 応招時における緊急使用

応招時における緊急使用は、自宅から指定場所(勤務部署、事件現場、緊急配備地点等)に急行する場合において、公用車両を使用するいとまのないときに限るものとし、 所属長は、この場合においても、特例使用の例による運用が図れるよう所属職員の指導 に努めるものとする。

# 第6 事故報告

私用車両を公務に使用中、当該車両の交通事故が発生した場合の報告は、車両管理及び安全運転訓令に定める「警察車両の交通事故」の例によるものとする。

# 第7 損害賠償

職員が私用車両を公務に使用し、合理的な経路において職務遂行中、交通事故を起こした場合の賠償は公用車両事故の例による。ただし、この場合、県警察は当該車両に加入している自動車損害賠償保険等(任意保険を含む。)を第一次的に充当することができる。

別記様式省略